

障害者差別解消法と大学に求められる対応

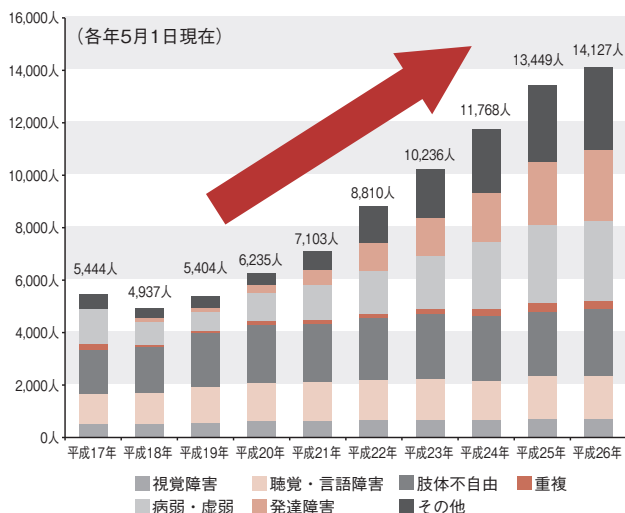
井上 諭一 ● 文部科学省高等教育局学生・留学生課長

1 はじめに

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行され、大学においても、障害者への「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」が法的義務ないし努力義務となる。また、独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、平成26年度の障害のある学生の大学・短期大学・高等専門学校における在籍者数は1万4127名と、5年前の平成21年度の7103名から倍増しており、この傾向はこれからも続いていくと考えられる（表1参照）。今まさに、大学における障害学生支援は徹底して取り組むべき喫緊の課題であり、これまで以上の支援の充実が不可欠となっている。

本稿では、障害者差別解消法に基づき平成27年11月に

表1 障害のある学生の在籍者数



(出典：平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）)

文部科学省が定めた私立大学等を対象にした「対応指針」の作成の経緯と概要を中心に、大学が求められる対応について述べる。本稿が各大学における障害学生支援のための取組を推進する参考となれば幸いである。

2 対応指針の作成の経緯

障害者差別解消法の第11条においては、「主務大臣は（中略）事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。」とされている。文部科学省においては、同法の施行を迎えるに当たり、私立大学をはじめとする所管する事業者が対応を十分に進めるための時間的余裕がある時期までに、対応指針を作成すべく検討を開始した。

対応指針の検討は、学識経験者、障害当事者、支援団体等から構成される調査研究協力者会議（表2参照）を中心に行われた。当該会議においては、平成27年6・7月に関係団体へのヒアリングや議論を精力的に行った。高等教育における障害者支援の分野からは柏倉秀克日本福祉大

表2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議

- 「障害者差別解消法」において、主務大臣は（私立大学等を含む）所管する事業者が適切に対応するための「対応指針」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- そのため、文部科学省において、所管する事業者のための対応指針の策定にあたり、障害者その他関係者から構成される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」を開催。
- 会議は学識経験者、障害当事者・支援団体、都道府県・市町村、公・私立学校、文化・スポーツの各分野の関係者21名（ほかオブザーバ1名）で構成。

スケジュール

- 6月17日 第1回会議（早稲田大学へのヒアリング等）
- 6月30日 第2回会議（札幌学院大学へのヒアリング等）
- 7月7日 第3回会議
- 7月21日 第4回会議
- 8月19日 パブリックコメント（～9月17日）
- 11月9日 対応指針を告示

協力者

- | | |
|---|-----------------------|
| 東 重満：美晴幼稚園長 | 久保 厚子：全国手をつなぐ育成会連合会会長 |
| 阿部 謙策：葛飾区立梅田小学校長 | 纈纈 政昭：岐阜県白川町教育長 |
| 市川 宏伸：日本発達障害ネットワーク理事長 | 小中 栄一：全日本ろうあ連盟副理事長 |
| 大日方邦子：株式会社パブリックリレーションズ
シニア・コンサルタント、
パラリンピアン | 小宮 恭子：大田区立志茂田小学校長 |
| 笠原 陽子：神奈川県教育委員会教育監 | 近藤 武夫：東京大学准教授 |
| ○柏倉 秀克：日本福祉大学教授 | 柘植 雅義：筑波大学教授 |
| 神永 芳子：全国心臓病の子どもを守る会会長 | 東條 裕志：全国LD親の会理事長 |
| 北住 映二：日本重症心身障害福祉協合理事 | 本郷 寛：東京藝術大学教授 |
| 木村 修二：武蔵野東小学校長 | 中澤 恵江：横浜訓盲学院学院長 |
| 工藤 正一：日本盲人会連合情報部長 | ○宮崎 英憲：東洋大学参与 |
| （オブザーバー）藤本 裕人：（独）国立特別支援教育総合研究所教育支援部 上席総括研究員 | 横倉 久：東京都立大塚ろう学校長 |
- 主査、○主査代理【50音順】

学教授と近藤武夫東京大学准教授にご参加いただき、またヒアリングには本田恵子早稲田大学教授と松川敏道札幌学院大学准教授にご対応いただいた。

会議のメンバーがさまざまなお立場の方々から構成されているのに加え、文部科学省の所管分野が初等中等教育、高等教育、生涯教育、文化、スポーツ、科学技術と多岐に渡っているため、議論は非常に広範囲の内容に及んだ。限られた時間の中で案を作成することができたのは、メンバーの方々の多大なご協力の賜物であった。

同年8・9月には、この案に対するパブリックコメントを募集し、その結果を踏まえ、11月に対応指針の告示に至った。

3 対応指針の概要

対応指針の記載事項は、平成27年2月に閣議決定された、「障害を理由とする差別的解消の推進に関する基本方針」（以下、基本方針）に以下のとおり示されている。当該基本方針は、障害者差別解消法に基づき、政府の障害者施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示したものである。

○趣旨

○障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

○障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

○事業者における相談体制の整備

○事業者における研修・啓発

○国の行政機関（主務大臣）における相談窓口

文部科学省では、これらの項目のうち、「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例」に相当する部分を別紙1として、また、高等教育段階を含む分野別の留意点を別紙2として盛り込み、対応指針を作成した。以下に、記載事項別に対応指針の主な内容（趣旨）を記載する。

第1 趣 旨

・対応指針が対象とする事業者とは、商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等を除く。）であり、学校法人、宗教法人等を含む。また、学校法人が設置する大学医学部の附属病院や宗教法人が設置する博物館等も対象となる。

・障害者差別解消に向けた取組は自主的に行われることが期待されるが、差別解消法に反した取扱いを繰

り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な

考え方

・不当な差別的取扱いに関して、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

・合理的配慮の提供に関して、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。また、同種の事業が行政機関と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体（大学においては国公立の別）の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

第3 関係事業者における相談体制の整備

・障害者、その家族その他関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要である。

・相談時の配慮として、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。

・実際の相談事例については順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。

第4 関係事業者における研修・啓発

研修等を通じて、障害者差別解消法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

高等教育分野に係る相談窓口は高等教育局学生・留学生課とする。

分野別の留意点

（学校教育分野 総論）

・国及び地方公共団体は、教育基本法において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を

受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならぬ」とされている。

・この教育基本法による義務を負うのは国及び地方公共団体であるが、障害者基本法及び障害者差別解消法の理念を踏まえ、学校教育を行う事業者においても、平成24年度に高等教育局が開催した「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（表3参照）等により示された考え方を参考とし、取組を一層推進することが必要である。

（高等教育段階）

・合理的配慮に関する留意点

① 機会の確保、② 情報公開、③ 決定過程、④ 教育方法等、⑤ 支援体制、⑥ 施設・設備の6つの項目に整理。

・合理的配慮の具体例

対応指針で示しているもののほか、日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」（表4参照）や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（表5参照）も参考とすることが効果的である。

・相談体制の整備に関する留意点

表3 障がいのある学生の修学支援に関する検討会

○我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を開催。
○計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、同年12月に第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

表4 日本学生支援機構の取組①

「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」

Web サイト URL
http://jasso.go.jp/akusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html
 日本学生支援機構の HP において、大学等の支援・配慮事例（視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害の計188例）を紹介

支援の申し出を受けてからの
 ①学内の協議部署、②対応手順、
 ③支援内容、④学校の設置形態、
 ⑤学校規模、⑥支援体制
 などを記載

障害種の詳細区分をクリック！

場面別索引（入試受験上の配慮や授業支援など）で知りたい事例をクリック！

※当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。

【視覚障害】

- 点訳・墨訳
- 教材の拡大等

【聴覚・言語障害】

- パソコンテイク・ノートテイク
- 手話通訳等

【肢体不自由】

- 教室内座席配慮
- 実技・実習配慮等

【病弱・虚弱】

- 試験時間延長・別室受験等

【発達障害】

- 注意事項等文書伝達
- 休憩室の確保
- 学習指導（履修・学習方法等）
- 社会的スキル指導（対人関係、自己管理等）等

表5 日本学生支援機構の取組②

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」

Web サイト URL
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html
 障害のある学生の支援にあたり、支援の基本的な考え方や参考となる情報を掲載。右図の冊子の他、日本学生支援機構の HP にも掲載



共通

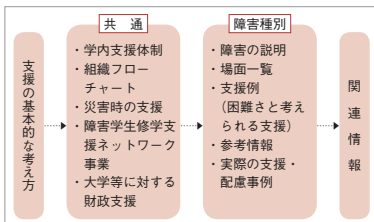
学内の支援体制の整備に参考となる情報を掲載

障害種別

各障害の特徴の説明や、支援が求められる場面一覧、具体的な支援方法を掲載

関連情報

障害のある学生の支援に参考となるウェブサイトや図書等を掲載



「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成26年度改訂版)

以下は、「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」の、冊子内容をPDF化したものです。

(日本学生支援機構HPより抜粋)

- 表紙：(PDF:573KB)
- はじめに：利用について(PDF:762KB)
- 目次・本ガイドの「利用」に関する記述(PDF:394KB)
- 高等教育における障害のある学生支援の基本的な考え方(PDF:939KB)
- 共通：(PDF:1,240KB)
- 支援種別：(PDF:1,272KB)
- 支援種別1(障害種別、場面一覧)：(PDF:732KB)
- 支援種別2(支援例、入學まで)：(PDF:1,228KB)
- 支援種別3(支援例、学習支援)：(PDF:1,647KB)
- 支援種別4(支援例、環境整備、学生生活支援、就職支援、キャリア形成支援、災害時の緊急対応)：(PDF:1,421KB)
- 肢体不自由：(PDF:1,544KB)
- 病弱・虚弱：(PDF:1,180KB)
- 発達障害：(支援例、入學まで)：(PDF:1,228KB)
- 発達障害2(支援例、学習支援)：(PDF:1,161KB)
- 精神障害：(PDF:1,121KB)
- 支援・配慮事例(ウェブ版)：(PDF:968KB)
- 関連情報(ウェブサイト、図書、奨学金、学生保険等)：(PDF:1,503KB)
- 協力一覧：(PDF:843KB)
- 索引：(PDF:862KB)
- 索引・表紙：(PDF:897KB)

※当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。

大学の学長はリーダーシップを発揮し、大学全体として支援体制を確保することが重要である。

障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、関係部署・施設との連携を図ること。

第三者的視点に立ち調整を行う組織を学内に設置することが望ましい。

各大学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討すること。

・学生・教職員の理解促進 意識啓発を図るための配慮
障害のある学生からの相談は担当部署に対して行われるとは限らず、日常生活や学習場面において様々な困難が生じることが望ましく、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要である。

・情報公開

各大学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。

各大学が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。

ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれる。

4 最後に

以上、示したように、障害学生支援の充実のために必要な項目は幅広く、現場の担当教職員にとどまらない、大学全体での取組の推進が不可欠である。加えて、実際に対応指針に記載されている内容を実現するに当たって

は、大学の規模や特色、教職員や学生の理解度等を考慮の上、当該大学に必要な措置、対応を速やかに講じるこ
とが重要である。

また、障害者差別解消法においては、当該機関に勤務

表6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の設置形態別の取扱い

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者 対応指針
国 (含む文部科学省)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野に ついて策定義務 (第11条1項)
地方公共団体 (含む公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針 の対象

【基本方針（抜粋）】

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

する職員が事務・事業を行うに当たり、遵守すべき服務規律の一環として定められる「対応要領」の作成や、合理的配慮の提供の取扱いが、国立大学、公立大学、私立大学と設置形態により異なっている（表6参照）。とはいえ、対応指針で示されているように、同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、双方の事業の類似性を踏まえた対応が求められている。私立大学であっても、国公立大学であっても、教育を担う機関として相応しい対応が求められていることは明らかであり、積極的な対応をお願いしたい。

ともすれば見過ごされがちな障害者の可能性を埋もれさせないことが重要である。天才、異才も数多い。障害学生支援を充実させ、我が国を牽引する障害学生を社会に輩出していくことは、大学に求められる極めて重要な使命と言えよう。加えて、グローバル化・少子化が急速に進み、国境を越えた人材獲得競争が激化している中、障害者差別解消法の施行を一つの契機として、障害学生を含む多様な学生が、いつでも、どこでも、共に学べる魅力ある大学作りを進めていくことも重要な視点である。

「二億総活躍社会」の実現に向け、関係者が一丸となった取組が求められている。

私立大学フォーラム2015

「グローバル教育とは!?」総括（福岡会場）

渡部 直樹 ● 広報・情報部門会議（フォーラム）委員、慶應義塾常任理事

1990年代以降、ICT（情報通信技術）革命の進展とともに市場・産業のグローバル化が起り、財・サービズ、人材、資本が世界を自由に移動する状況になった。一方、わが国では「少子高齢化」の波が押し寄せ、将来における国内需要の減少や産業の空洞化の進展が見込まれ、産業、国民の福祉などの持続可能性について危惧されている。この状況において、特に重要視されているのが、これに対応できる人材の育成である。国・文部科学省も、グローバルな舞台で活躍できる人材の育成を図り、大学教育のグローバル化を目的とした「グローバル人材育成推進事業」を推進している。具体的には、高等教育の国際競争力を強化することを目的とする「スーパーグローバル大学創成支援」などの事業が進められている。

私立大学は、国公立大学とは異なり、それぞれが多様な独自の建学の理念によって創立された学塾である。そ

のため、特定の問題に対しても一律の解答ではなく、多様な解決を探るポテンシャルを持つことが、社会的使命だと考えられる。つまり、社会・世界的情勢が急激に変化した場合にも、代替案（例えば、グローバル人材観）を用意し提示できることが求められているのである。

以上の点について、意見発表とパネルディスカッションが行われた。

● 基調講演

「グローバル・ニッポン——国際社会における日本人の強さと弱さを歴史から読み解く」

徳川 家広氏（政治経済評論家、徳川宗家19代）

家康は大坂夏の陣が終わった1615年に「元和偃武」^{げんなえんぶ}を宣言した。これは、1467年の応仁の乱から150年近く続いた国内の戦乱が終結し、太平の世の中が訪れ



たことの宣言である。関ヶ原の戦いを経て生き残った大名の間には信頼関係——「Trust」と「Social Capital」ができたと考えられる。応仁の乱勃発から世の中がまとまるまでに150年も要した理由は、日本が貧しかったからであり、そのため1615年以降、日本では各地で土地を開拓し、米や麦を栽培する「大埋め立て時代」が始まる。その結果、最初の100年間に日本の人口は、2000万人から3000万人にまで増加した。また、血統主義克服のために孔子の『論語』が人々の間で読まれるようになる。明治維新を迎え、土農工商の身分制度が解消された時に大きな混乱がなかったのは、そうしたコンセンサスが浸透していたからであると考えられる。今日、地球的規



徳川家広氏

模で経済活動を行うグローバル経済が急速に進行しているが、先進国と途上国の間には厳然としてギャップがある。両者を分かつ決定的な要因の一つが「Trust」と「Social Capital」である。途上国は治安が不安定で、国民の信頼感も低い。一方、欧米各国はキリスト教会の活動をベースに信頼感を醸成してきた。日本も、幕府や政府が長い時間をかけて社会秩序や信頼感を積み上げてきた。途上国の大半はもともと欧米の植民地であり、植民政策によって信頼関係が崩れているため、途上国が先進国に追いつくことは難しい。しかし、欧州各国と米国は現在それぞれ深刻な難民問題に直面しており、「Social Capital」の低下につながる可能性もある。先進国の中で唯一の例外が日本であり、「島国」によって恵まれたポジションにある。英語を学ぶことによる「日本のグローバル化」だけではなく、内外の人材を引き寄せ、外国人に日本語を学んでもらう「世界の日本化」もグローバル・ニッポンの方向性としてあり得るのではないかと考えている。

●意見発表1

「All about the School of Political Science and Economics Meiji University」

大六野 耕作氏

(明治大学政治経済学部教授、
グローバル人材育成教育学会理事・副会長)

グローバル人材育成は、「どこにおいても尊敬される人材の育成」であり、それは、人と人との交流でしか引き出すことはできない。従って、それぞれの大学の特質・規模によりできること、やるべきことが異なってくる。

以前の明治大学政治経済学部は、海外留学に関する個別プログラムがバラバラな状況で、実に「内向き」な学部であった。その反省から、2007年に教職員による国際交流委員会を設置し、国際化



大六野耕作氏

の目標を「①国際的企業人②国際機関・NGOなどの職員③国際的ジャーナリスト④国際的に通用する研究者の養成」に置き、学生に将来のキャリアパスをイメージさせるようにした。2008年にスタートした留学促進プログラムは、学生のニーズに合わせて専門的短期留学・学部間協定留学・ダブルディグリーなどの高度な留学を実践しようというものである。本プログラム導入以降、単位修得を伴う留学経験者は急速に増加し、留学の形態も学部主導の高度な留学に移行するとともに、政治経済学部への留学生も増加した。大切なことは、まず「Handson」で直接関与し、学生自身に「自分はどうなりたいか」を気付かせ、その後「Handsoft」で自立を促していくことである。また、各大学、企業単位でできることには限界があるので、大学と企業が連携することが重要であろう。

●意見発表2

「グローバルビジネスの舞台で活躍できる人材とは」

大久保 幸夫氏

(株式会社リクルートホールディングス専門役員、

リクルートワークス研究所所長)

現在の企業のグローバル化は、リーマンショック以降、国内市場に見切りをつけて海外市場をメインに展開しようという動きの中で行われている。現在45万人を超える日本人が、民間企業から派遣されて海外に暮らしている。派遣される駐在員・派遣者の中には、語学力を含む現地社員とのコミュニケーション能力や、異文化への適応力が乏しかったり、リーダーシップが欠如したりしている人が少なくない。また、日本国内においても外国人との接点が増加し、「内なるグローバル化」も進行している。その一方、わが国の若い世代の多くには、仕事に対する選択肢の第一に「居心地」を求める「内向き志向」の深刻さが明確になっている。その解決には、海外に興味を持つ機会をつくり、まず行ってみた



大久保幸夫氏

いという気持ちを起こさせることが必要だろう。「内向き志向」になる原因の一つは、自分自身に対する自信のなさである。自信を生むには、人間関係の積み上げと、やり切ったという経験の積み上げが必要である。また、他人とは違う自分らしさを認識することも自信につながる。自信が生まれると、他人を見る目に対する自信が生まれ、また、新しいことに挑戦しようという自信にもつながる。この自信を学生に身に付けさせるプロセスも、大学教育の大きな課題であろう。これまで企業は幅広い知識を持つゼネラリストの育成に注力してきたが、最近のプロフェッショナルという生き方に注目し始めている。明確な専門領域を持った上で真剣に向き合い、自分の職域を広げていくことによって生まれる自律と自己責任、職業倫理といったプロとしての職業意識はグローバル人材と相性が良く、結果として生まれる「信念」が重要となる。企業が求めるグローバル人材の要件の1つ目は、基礎力とその延長にあるリーダーシップ、もしくは、プロフェッショナルとしての専門力である。2つ目は、困難にも屈しない強い心。言い換えれば、自信、そして、大きな志である。

● パネルディスカッション

コーディネーター・本田 浩一氏

(株式会社経済界経営企画室室長、「経済界」編集委員)

日本からノーベル賞受賞者が続々出ているが、それは、それだけ「Social Capital」が強いことを示している。今日の世界では、国の競争力は内外の人材力をどれだけ引き寄せられるかにかかっている(徳川氏)。成功体験は、次の自信につながっていく。意欲のある人、自信のある人をどれだけ増やせるかが重要だ。そのため、大学からの留学だけでなく、いろいろな道筋を社会全体で増やしていくことが大切だ(大六野氏)。自分の仕事に対するロイヤリティが求められている。これはプロフェッショナルの意識に非常に近い(大久保氏)。



パネルディスカッションの様子

「グローバル人材育成推進事業」とは、総合大学、女子大学、短期大学それぞれが、グローバル人材を育むための施策を考えることだ。できることを着実に実践すれば、目標に近付いていくはずだが、その時、うまく方向性を与えられる人材の有無が重要だ（大六野氏）。国の「地方創生人材」の戦略策定に携わっているが、グローバルとローカルとは意味も違うはずなのに、この2つの差がよく分からない（大久保氏）。地方創生の鍵は、地方自治体の人が直接世界に目を向けることにある。これまでは霞が関の方ばかり向いてきた（徳川氏）。

ダイバーシティは、人材を生かす側のマネジメントの問題であり、異なる能力を持つ人たちをどう生かしていくかというところにあるが、日本人は得意ではない。プロになるということは、興味のあ



パネルディスカッションの様子

る分野を突き詰めることだ（大久保氏）。短期留学には学部が補助し、中期留学の場合は「認定入学」扱いになる。また危機管理システムに加入し、留学保険も整備している（大六野氏）。親ができることは、子どもを突き放すことだ。自己決定の力を身に付けさせることである（大久保氏）。やはり英語力は必要である。英語の書籍を1冊読破すると、自信が付いて英語力のステージも上がる（徳川氏）。学生のうちに海外へ行くといよい。そこで何か興味を持ったら、そこを切り口にいろいろ深掘りしていくと、今まで知らなかったこと、見えなかったことが見えてくる（大久保氏）。失敗してもトライを続けることが大切だ。失敗した経験もあとで役に立つ（大六野氏）。

グローバル人材の必要性は誰もが認識しているが、その内容が曖昧なまま言葉だけが独り歩きしている。今回は、コンセンサスもある程度できたのではないか。学生の「内向き志向」を心配する声もあるが、最終的に決断し行動するのは、志を持って社会に飛び出す学生自身である。大学や企業には、グローバルな時代に活躍できる人材の育成に向けてさらなる連携を図りながら、これからもさまざまな形でサポートを期待したい。（本田氏）

私立大学フォーラム2015

「地域と元気を共有できる大学づくり」総括（松山会場）

高原 敬明 ● 広報・情報部門会議（フォーラム）委員、松山大学東京オフィス部長

2015年度第4回私立大学フォーラムが、11月7日（土）、松山大学文京キャンパスにおいて、約130名のご参加の下、「地域と元気を共有できる大学づくり」をテーマに意見発表とパネルディスカッションが行われた。

会場提供校の、学校法人松山大学理事長・松山大学学長村上宏之氏のごあいさつの後、本日の司会進行役である松山大学東京オフィス長の高原敬明氏から、意見発表者として、葛見雅之氏、山内太地氏、柏木正博氏が紹介され、幕開けとなった。

●意見発表1

「地方創生と大学改革」

葛見 雅之氏

（財務省大臣官房総合政策課専門官

兼財務総合政策研究所資料情報部・調査統計部）

日本が抱える大きな問題は、人口減と地方創生である。人口減による労働力の減少によって、潜在成長力が弱まり、国際的プレゼンスが低下している日本にあつて、その再生のキーパーソンは若者である。若者を中心に労働の生産性向上やイノベーションの動きにつなげていくべきであり、サービス産業の活性化、地方の人手不足解消のカギも若者が握っている。そうした若者を4年間預かる「知の拠点」が大学である。

企業が大学に期待するのは、コミュニケーション能力に加え、判断力、分析力、説得力、問題発見力などの育成である。また、学生がぜひ身に付けてほしいのは、「答え」を編み出そうとする力や、高度な専門性教育である。こうした教育は、大学在学期間だけで行うのが難しいようであれば、大学は求める人物像を高校側に積極的に提示していくべきである。



また、大学改革の担い手の本流は、学長と職員である。教員の意向を踏まえながら学長補佐などと職員が主体となって改革の実行・管理・運営を行うことが望ましい。

改革を実践するに当たっては、PDCAサイクル循環の緻密なチェックが欠かせない。PLANでは、ヒアリング内容が生かされているか、希望的観測案になっていないか。DOでは、形式的な実践に留まっていないか。CHECKでは、Pの問題かDの問題かの確認。

ACTIONでは、

深度ある原因究明を踏まえて再検討したか、といった項目に留意すべきである。

最後に、大学の質を高める契機として、海外大学との提携や質の高い留学生の獲得といったレベルにとどまらず、「英語」というツールを有効に活用して、海



葛見雅之氏

外、特にアジア諸国に対し、彼らが高い関心を寄せる非欧米型日本型モデルの伝達・紹介なども積極的に行っていくことを期待したい。

●意見発表2

「今後の地方大学の進むべき道」

山内 太地氏

(一般社団法人大学イノベーション研究所所長)

人口減少が進み、消費が減少する日本では今までの産業が通用しなくなり、自分の頭で考えて行動する新しい「自分ならではの働き方」が必要になる。今日、サラリーマンの平均年収は8割強が400万円未満である。また、社会には、人を使う人、人に使われる人の2種類しかないが、もちろん人を使う人を目指すべきであろう。

この厳しい現実を踏まえ、高校時代から進路のことを真剣に考えて能動的・協調的な学習習慣を身に付け、大学時代には、語学力と国際性に加え、アクティブラーニングなどを通じて、社会で必要とされる力(チームワーク、リーダーシップ、問題発見・解決能力)を身に付けることが大切である。

新しい流れとして、国公立大学に「地域系学部」が激

増しているが、その多くは法学部の代替に過ぎず、一般教養の人文系と、法律・政治・経済系の教員を集めて地域学と名乗っているに過ぎない。高い専門性によってしつかり地域に根付くようにならないと、教育学部の教員免許取得を卒業要件としない、いわゆる「ゼロ免」の二の舞か、単なる文系学部扱いで、さらなる再編の可能性もある。

地方の私立大学の主戦場は、進学率県内トップの一番手高校でも、推薦入試による大学進学、短大や専門学校への進学、就職など多彩な進路がある三番手高校でもない。一番手高校には及ばないものの、進学校としてプライドが高い「二番手高校」である。

地方の私立大学が苦戦している理由は、少子化だけで



山内太地氏

なく、二番手高校の生徒をしつかり獲得していないことがある。

二番手高校の生徒の主たる進路志望は、文系の場合、公務員、教員、銀行などの、いわゆる地域エリートであるが、ただ、安定を求める従来型の地域エリートだけが選択肢ではない。こうした切り口から二番手高校のプライドを満たしながら、仕事に対する考え方の視野を広げ、高い専門性によって、しっかりと地域に根付く「地域イノベーション人材」になることの重要性を具体的にアピールしていくべきである。

これからの時代を生き抜くには、広い視野、高い専門性、豊富な人脈といった、地元で生きる実力を育成していくことに地方の私立大学の活路がある。

●意見発表3

『「大学」と『まち』——連携と協働による地域創生の可能性』

柏木 正博氏

(学校法人大正大学専務理事、

大正大学地域創生学部開設準備室学監、

大正大学地域構想研究所副所長)



柏木正博氏

新たな視点で地域に関わり、イノベーション的発想で地域創生を行う地域人材が求められている。

現在の社会状況を踏まえ、大正大学は、「地域構想研究所」を設立し、2016年4月に「地域創生学部」を新設する。特徴は、地方の学生を引き受けて、4年間鍛えて地域に送り返す点にある。長期の地域実習を前提に、1年を4学期に区分するクォーター制を導入し、各年次で8週間の地域実習を行う。強みとして、TA (Teaching

地域経済は、雇用を創出していた地場産業の衰退に加えて過疎化、商店街やコミュニティの崩壊など、多くの地域課題が山積している。東日本大震災以降、地域コミュニティや地域とのつながりが見直されてきている中で、既存の事業、システムに捉われず

assistant) が全ての授業に出席して学生と共に課題の解決に携わることを通じて、問題解決力の育成を目指す。

大正大学は、地域人の行動と実践を実質的・継続的にサポートするために、豊島の地に産官学民の多彩な主体が参加・協働できる基盤構築を計画している。地域・業種間の情報や知見をネットワークし、活用できる環境を創出することによって、地域イノベーションを促進し、新しい視点から地域創生に貢献していくことが可能になる。

● パネルディスカッション

コーディネーター・園田 雅江氏

(社会保険労務士法人人的資源研究所代表社員)

全国の高校生の中で、いわゆる困難校で出会う生徒や保護者は、母子家庭、貧困層、学力下位、高卒で就職する若者である。この見えない半分への関心が薄いまま、上半分のエリートたちを対象に地域創生を語っても問題解決にならないことを認識しておくべきである。

地域に留まるか海外に出るか、という区分けは極端すぎる。真ん中にインターナショナルな東京がある。横につながる仕事ができるのは、東京の大きな強みである。リベラルアーツは人間力の形成につながっていく。

すぐに役立つ実学も大事だが、コミュニケーション力を含めて今の時代を生き抜く力を育むリベラルアーツも必要だと思う。

若者の地元志向だけで地域活性化は実現できるのか？ 外からの人材流入も大

いに歓迎したい。むしろ、外の「血」が混じることが地域活性化には必要だ。例えば、光ファイバー網が整備された徳島県神山町という過疎の山里の古民家に、首都圏のIT系ベンチャー企業が相次いでサテライトオフィスを開き、若者が移住してきたことによって地域が活性化した。

高大連携だけではやがて行き詰まる。地域を加えた高校、大学との三位一体の関係を構築していくべきであるが、三者が本業以外の面で疲弊しないように、NPOなどの第三者をコーディネーター役にするとよい。



パネルディスカッションの様子

地域創生学部と総合学部は志願者の奪い合いにならないのか？ 今後、全国の大学に「地域系学部」が増える可能性は高い。その際には、必ず自分の大学の既存学部とどこが違うのか、明確な強みはどこにあるのか、といった特長を明確に打ち出し、棲み分けを行っていくことが大切である。

地域と元気を共有できる大学づくりのために、大学を取り巻く関係者にヒアリングを行い、大学の果たすべき役割を明確にし、地域の人も組織も巻き込みつつ、学生自身に主役の一端を担ってもらうことが肝要である。

キーワードは社会人教育である。本来に地域を元気にするためには、大学教育を22歳で終了するのではなく、生涯を通じて地域に必要とされる大学にならなければならない。地域のさまざまな人を巻き込んで、大学のり



パネルディスカッションの様子

ソースを活用し、地域の産業発展に寄与していくことも大学の役割である。また、故郷愛も育ててほしい。郷土愛豊かな若者が増えることによって、地域創生の土壌も形づくられていくと考える。

地域活性化につながる大学づくりは、私立大学だけでは実現できない。小中高大、行政、企業、近隣地域、首都圏、海外を巻き込んで実践し続けることの大切さを、改めて確認することができた。大学は、自分たちの学生を育み、応援するだけではその果たすべき役割は十分ではなくなってきた。

「知の拠点」だけでなく、「地域貢献の拠点」として、世界や近隣地域とつながりながら開かれた大学としてバリエーションアップしていかなければならない。大学が育成すべき人材は、自分の頭で考え行動できる地域のイノベーション人材であって、この点に生き残りをかけた特色ある大学づくりが問われている。さらに、地域創生には、大学と地域の「連携と協働」がカギとなることを、大正大学の取り組み事例を通じて共有できた。

日本再生の主役は、若者であることは間違いない。自分の地域だけに留まらず、学生に広い視野を求めるためにも、大学内部の改革にも期待したい。

私立大学フォーラム2015

「前門に教養主義の衰退、後門に反知性主義」総括（大阪会場）

原田 善教 ● 広報・情報部門会議（フォーラム）委員、東北学院大学副学長

2015年度第5回私立大学フォーラムは12月5日（土）午後、関西大学を会場に200名の参加者を得て開催された。開催校を代表して楠見晴重関西大学長のごあいさつの後、西村 枝美関西大学学長補佐・法学部教授による司会の下、「前門に教養主義の衰退、後門に反知性主義」というテーマで3名の意見発表とそれに基づくディスカッションが行われた。

●意見発表1

「反知性主義的空気と大学改革」

竹内 洋氏（関西大学東京センター長、

関西大学・京都大学名誉教授）

大学改革は、従来、旧文部省の「命令権力」と大学の「かわし力・横領力」の対抗関係にあったといってもよいが、現在は補助金などによる文部科学省の「誘導権力」

が幅を効かせ、臆面なき上からの大学改革が進められている。その背景には、

グローバル化時代のサバイバル競争の危機意識がある。1879（明治12）年、

伊藤博文は教育議において工芸技術百科の学を広めるように主張した。確かに高等教育は実学主義であつたが、帝国大学誕生とともに文科大学（文学部）は存在したし、私学にも文学部があり、法学部や経済学部



竹内 洋氏



にも文学部的科目（哲学、歴史や思想など）があった。法学部や経済学部卒業生は後に各界でエリートになっていったが、そうした学部卒業生が「つぶしがきく」といわれたのは、文学部的科目があったからである。

また、こうした危機意識だけで大学改革が起こっているわけではない。日本のエリートに反知性主義の雰囲気広がっているのである。反知性主義とは、知的なものへの嫌悪と知的な生き方やそれを代表するとされる人々への攻撃である。反知性主義の下では、実用知が重視され、洞察知・批判知は不要として退けられる。このことは、例えば安倍首相の「学術研究はほどほどにして、これからは実践的職業教育に力を入れる」という発言に現れている。

上からの大学改革政策は、大政翼賛会的大学改革となっている。それに対する現場での適応戦略は、数合わせ的な大学改革となっている。このような在り方では「大学改革は成功したが大学は死んだ」ことになる。もっと、より現場と対話する大学改革でなければならない。

人文・社会系の教育は大切で、学部教育の多くは教養教育である。教養とは「センス」の素として存在する。センスは経験から学ぶのだが、広い意味の教養から生ま

れている。また、教養とは、困ったときにどこを調べればよいかが分かる優れた検索機能を持つ道具箱としても存在する。この2つの意味において教養は重要である。

今の大学改革の時間はビジネス（工業）の時間であり、短期的に効率性が重視されているが、教育は農業の時間であり、教育には効率性は合わない。根本的には、教育改革をビジネスの時間で行ってはならない。大学改革を効率的にやるのが墓穴を掘ることになる懸念があるので、大学改革そのものを評価するという視点が大事である。

●意見発表2

「反知性主義——世界的文脈と日本の特徴」

白井 聡氏（京都精華大学人文学部専任講師）

これまで行われてきた大学改革は投入労力に比して大きな負しか残していない。現場で直面している困難は、教養主義の全面的崩壊によって教育そのものが困難になっていることである。つまり、学ぶ意欲の喪失である。

今日の日本社会には反知性主義が蔓延している。反知性主義とは、「知的な生き方およびそれを代表するとされる人々に対する憤りと疑惑」であり、「そのような生き方の価値を常に極小化しようとする傾向」である。それは



白井 聡氏

知的なものに対する無関心ではなく、より攻撃的な原理である。反知性主義は愚民化政策との対比・類似で語られるが、愚民化政策と異なり、反知性主義はデモクラシーを前提とし、それは平等の原理に基づき、発言権の平等に拡張される。しかし、現実には

は知のおよび富・権力における不平等があり、そこには不正があるはずだとなる。そこでルサンチマンが蔓延し、知的な事柄全般が本当は役に立たないという意識を広げていくことになる。

かつて一億総中流と呼ばれた日本では、新自由主義化によって新しい階級社会が形成された。これらの「新しい下層階級」は、低所得者層・低学歴層とは直接に一致はしない。それはハビトゥスによって規定される階級で

ある。そこで、反知性主義はこれらの新しい下層階級の「階級文化」の一部を形成し、政治権力・経済権力はこれを支持基盤に組み込もうとする。

大衆を愚かなままに留めおくと国家が減ぶので、国家は啓蒙する。現代は国家と啓蒙主義が分離している。新しい階級政治の下で、「みんな」の利害の代表を放棄し、下層階級を代弁しつつ切り捨てるということが行われる。つまり、統治手段として反知性主義が不可欠となり、啓蒙主義者としての近代国家の役割が放棄されている。啓蒙主義の放棄は、学問における「人間性の探究・完成」という高邁な理念を、建前としても放棄したことを意味する。人文学の衰退、「人間」の終焉である。

以上のことは世界的に観察されることだが、日本の反知性主義は、社会内在的な敵対性の否認にある。日本は家族国家であり、政治犯など否定的なものはないと敵対性を否認することが伝統的な文化となっている。社会内在的な敵対性を否認する日本社会は、弁証法的生成の原理を欠いた国家社会である。そうした社会は停滞する。否定的なものの否認が世界において全般的文化モードとなっている。世界における否認先進国としての日本においてこそ、閉塞からの脱出口を積極的に求めている

べきであり、それを乗り越えるものが教養主義である。

●意見発表3

「反知性主義と大学における教養」

森本 あんり氏（国際基督教大学学務副学長）

反知性主義とは、単なる「知性への反発」ではなく「既存の」知性への反発である。それは、古い知の体制に挑戦し、新たな知の誕生を促す「反権威主義」である。反

知性主義はポピュリズムを基盤とし大衆人気に裏打ちされて上昇するが、峠を越えると急激に落ちていくという上下運動を繰り返しながら、社会を変革・再創造する。それはキリスト教のリバイバリズムとよく似ている。ところが、こうした改革の力が最も働き



森本あんり氏

にくいのが大学という組織である。大学改革の困難さについて、ウィルソン（元プリンストン大学学長・米大統領）は「大学改革は墓地の移転より難しい」と言った。

米国の反知性主義者のヒーローで大リーグの野球選手だったビリー・サンデーは大衆伝道者となったが、自分の説教を非難されたとき、「ハーバード大学」ではなく「ハーバード主義」に反対した。知性の越権行為、知性と権力の結託への反対である。反知性主義とは、こうした知性の固定化への反逆である。米国の反知性主義の駆動力は「平等」理念である。理念は幻想でしかないとはいえ、それは独立宣言の論理でもある。奴隷制や黒人差別への反対などは平等を旗印にしている。嫌悪すべき親の七光りではなく誰もがゼロからの出発であり、公平に機会を与えられ自助努力でのし上がるから、「アメリカン・ドリーム」となる。

では、知性とは何か。人工知能が注目されているが、知能と知性は違う。知能は動物や機械にも用いられるが、知性は人間にしか用いない。知能犯はいるが知性犯はいない。つまり、知性とは単なる認識力や分析力ではなく、自己への振り返りの能力のことである。大学教育が求める知とは知性でなければならない。

日本の伝統における「教養」の位置付けは、実学優先が昔からの潮流である。戦後日本の大学制度は、専門知が分断されて国家理性に従属してしまった反省の上に成立したはずだが、新たに導入された総合知としての教養という概念はなかなか理解されず、新制大学はそれを専門教育の手前にあるお荷物のように扱ってきた。いまや日本の大学教育は深刻な状況にあり、抜本的見直し、改革は不可欠である。また、リベラルアーツ（教養教育）は文系ではない。それは人格の基底にある倫理性や、自分の行動を倫理的に判断する力を養う「歴史の転轍手」（大塚久雄）にほかならない。

米国のトップ企業経営者が大学教育に求めるものもこうしたリベラルアーツだが、日本の大学や企業の採用担当者は、学生の倫理的な判断力への関心が低い。だが、相次ぐ企業の不正問題を目にするたびに、人格的な倫理性を備えた教養こそが現代社会に必要な知性であることを感じる。教養とは、人が手に入れる知識の何かではなく、その知識を手に入れた人の人格に深く影響を与えるようなものである。こうした知は、自らの存在を揺さぶる実存の問いに直面することによって辛くも得られるものである。世界に自己を倫理的に定位し、決断に際し

て考慮すべき選択肢を見据え、帰結の広がり を推し量り、自己の言葉や行為に責任を持つ。そのとき、人は己の可能性と限界を知る。教養とは、こうした自己への振り返りの能力を身に付けた知性である。

● ディスカッション

コーディネーター・西村 枝美氏（関西大学法学部教授）



ディスカッションの様子

3氏の意見発表の後、フロアからの質問に答える形でディスカッションが行われた。紙幅が尽きたので、論点だけを紹介し、結びとす。①反知性主義が生まれた理由は何か②新しい下層階級の実態はどのようなものか③今、本当に求められている大学改革とは何か④大学が事なかれ主義に走る背景・理由は何か⑤

大学の教養教育と専門教育の役割の違いは何か——など。ちなみに、④は参加した学生からの問いであった。

大学関係者、学生、

市民が参加したフォーラムとなり、高等教育機関としての大学にふさわしい、充実したフォーラムであった。大学改革にはさまざまな力学が働いている。その背景には反知性主義の雰囲気蔓延があり、実学志向の高まりとともに教養の衰退の高進がある。そうした中で、日本の大学生の約8割を育てている私立大学が、自らのビジョンに基づいて変貌する社会とどのように向き合い、内発的に自己を改革していくべきか、まさにそれが求められており、その意味で多くのことを考えさせられる機会であった。参加者それぞれが思いを新たにすることは確かである。



ディスカッションの様子